

閲覧用
(持ち帰り不可)

熊本市障がい者生活プラン

(素案)

平成31年1月
熊本市障がい保健福祉課

◆この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができます。

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の基本的な考え方.....	2
第2章 障がいのある人を取り巻く環境の変化.....	7
第3章 障がいのある人の動向.....	9
第2編 分野別施策.....	13
施策の体系.....	14
第1章 【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護	
1 障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進.....	15
2 差別の解消及び権利擁護の推進.....	19
第2章 【基本目標2】質の高い地域生活の実現	
1 利用者本位の地域生活支援.....	23
2 障がい児支援の充実.....	29
3 保健と医療サービスの適切な提供.....	35
4 雇用と就労の促進.....	40
5 スポーツ・文化芸術活動に対する支援.....	44
第3章 【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備	
1 安心・安全なまちづくり.....	47
2 情報提供、意思疎通支援の充実.....	52
参考資料.....	

※この計画のなかには、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法律の名称・用語については「障害」としてありますが、そのほかは「障がい」と表記しております。

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 障がいのある人を取り巻く環境の変化

第3章 障がいのある人の動向

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障がいのある人を取り巻く環境は近年大きく変化し、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

平成 25 年 4 月に地域社会における共生の実現に向けて「障害者総合支援法」が施行され、さらに平成 28 年 4 月には障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行されるなどのさまざまな法整備が進んでいます。

本市においては、未曾有の被害をもたらした平成 28 年熊本地震を経験したことや、平成 30 年 4 月の障害者総合支援法の一部改正を受け、障がいのある人を取り巻く環境の変化に適切に対応した施策の充実に取り組んでいかなければなりません。

このような動きの中、現行の「熊本市障がい者プラン」が平成 30 年度末をもって終了することから、国や県の計画や熊本市第 7 次総合計画等との整合を図るとともに、障がいのある人のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、平成 31 年度からの新たな計画となる「熊本市障がい者生活プラン」を策定するものです。

2 計画の基本理念

熊本市障がい者生活プランでは、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「自立と共生のまちづくり」を基本理念に掲げます。

本プランではこの基本理念のもと、障がいのある人が必要な支援を受けながら自己決定し、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加できる環境づくりを総合的に推進していきます。また、福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携を図りながら生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実に努めるなど、本市が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定めます。

生涯を通じた障がいのある人への支援体制イメージ図を添付予定

3 計画の基本目標

「自立と共生のまちづくり」という基本理念のもと、以下の3つの基本目標の達成に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施します。

基本目標には、関連する検証指標を設けることで、計画の達成状況を明確にします。

基本目標1 障がいへの理解促進と権利擁護

障がいや障がいのある人について正しく理解を深める取り組みや、障がいのある人の権利を擁護する取り組みを進めます。

検証指標	単位	基準値	目標値
		2017	2023
障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験	%	35.5	25

※基準値は、障がい児者対象の調査結果より（2017年7月実施）

検証指標	単位	基準値	目標値
		2017	2023
障がい者サポーターの登録者数（累計）	人	2,421	4,200

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

障がいのある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある人の自立や社会参加を推進するために、障がいの特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる社会環境の整備に取り組みます。

検証指標	単位	基準値	目標値
		2017	2023
熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数	人	22,925	24,500

基本目標 3 安心して暮らせる社会体制の整備

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、災害発生時における障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

また、障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

検証指標	単位	基準値	目標値
		2018	2023
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	%	35.0	50

※基準値は、障がい児者対象の調査結果より（2018年7月実施）

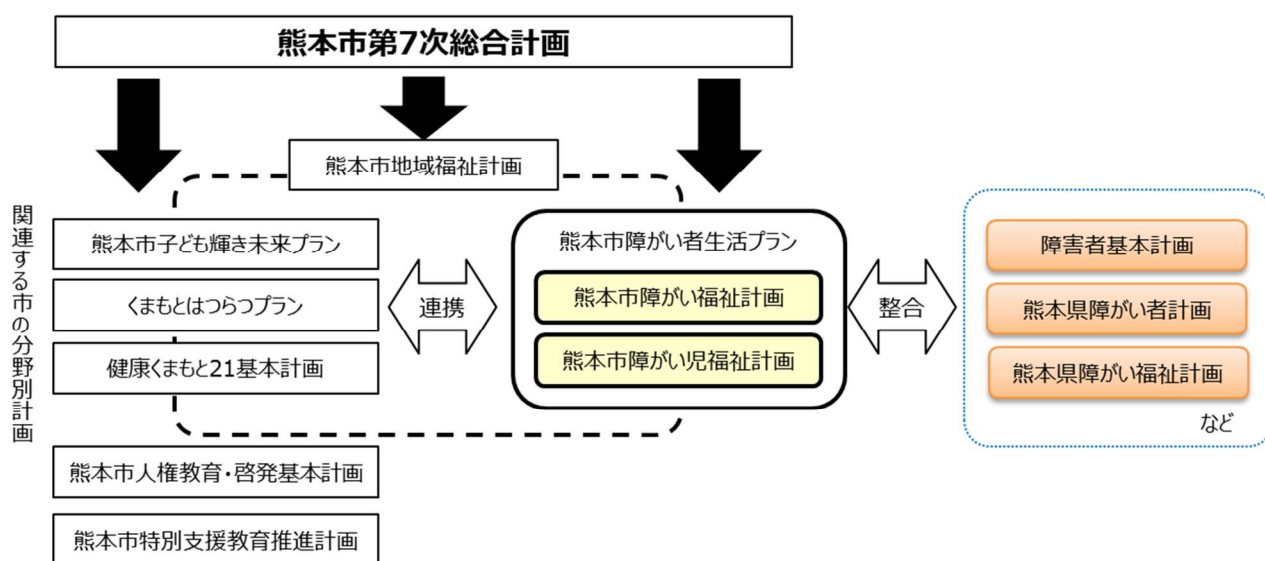
4 計画の位置づけ

「熊本市障がい者生活プラン」は、障害者基本法第 11 条に規定された「市町村障害者計画」であり、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

本市においては、「熊本市第 7 次総合計画」を上位計画とした分野別の計画として位置づけられ、計画の策定や変更、推進にあたっては、本市における他の分野別計画との整合性や連携を図ります。

また、国が策定する「障害者基本計画」や、熊本県が策定する「熊本県障がい者計画」との整合性を図るとともに、国連サミットで採択された世界共通の目標である SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）※も踏まえて、施策を実行していきます。

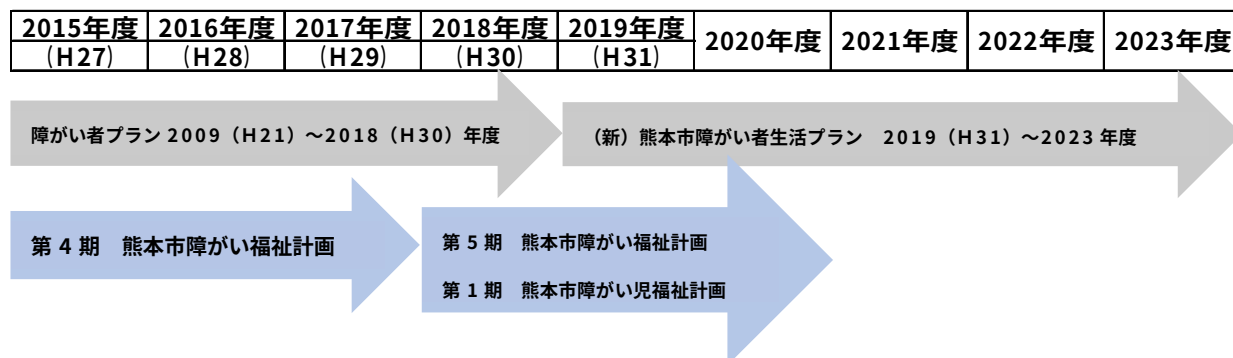
なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等の見込み量やその確保のための方策等を定めた「熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画」は、この「熊本市障がい者生活プラン」の考え方を基本にして策定を行います。



※SDGs…平成 27 年 9 月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された 2016 年から 2030 年までの世界共通の目標。「17 のゴール」と「169 のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

5 計画期間

熊本市障がい者生活プランは、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化や第7次総合計画の改訂などにより見直しが必要な場合は適時見直しを行います。

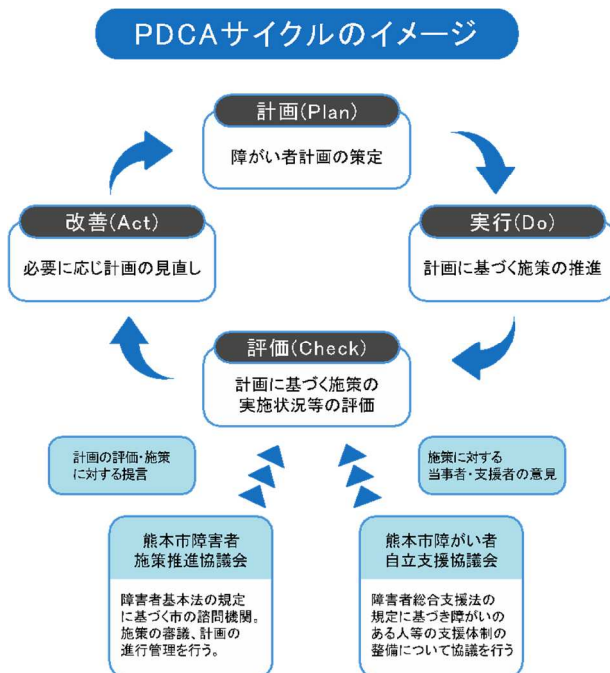


6 計画の進行管理

熊本市障がい者生活プランで定めた事項については、本市のみならず関係機関・団体と連携し、国や県の施策の動向等も注視しながら、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。施策の実績や達成状況等については、熊本市障害者施策推進協議会※等に報告し毎年検証することで、熊本市障がい者生活プランの効果的な推進を図ります。

必要があると認めるときには、プランの変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいきます。

※熊本市障害者施策推進協議会…障害者基本法に基づき設置する本市の附属機関。障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議などを行う。



第2章 障がいのある人を取り巻く環境の変化

1 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内の法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月に施行されました。

この法律は、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、差別を解消するための措置として、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がい者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められています。併せて差別を解消するための支援措置として、国の行政機関や地方公共団体等は、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等を行うこととされています。

また、同時期に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。

2 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、平成24年6月に成立し、平成26年4月に完全施行されました。

この法律は、障害者基本法の改正を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病患者等が含まれるなどの見直しが行われました。

平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が成立しました。「障がいのある人の望む地域生活への支援」、「障がいのある子どもに対する支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を改正の主な柱としており、一部を除いて平成30年4月に施行されました。

その他にも、発達障がいのある人の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法」が平成28年5月に改正されるなど、時代の変化に即した新たな取り組みが進められています。

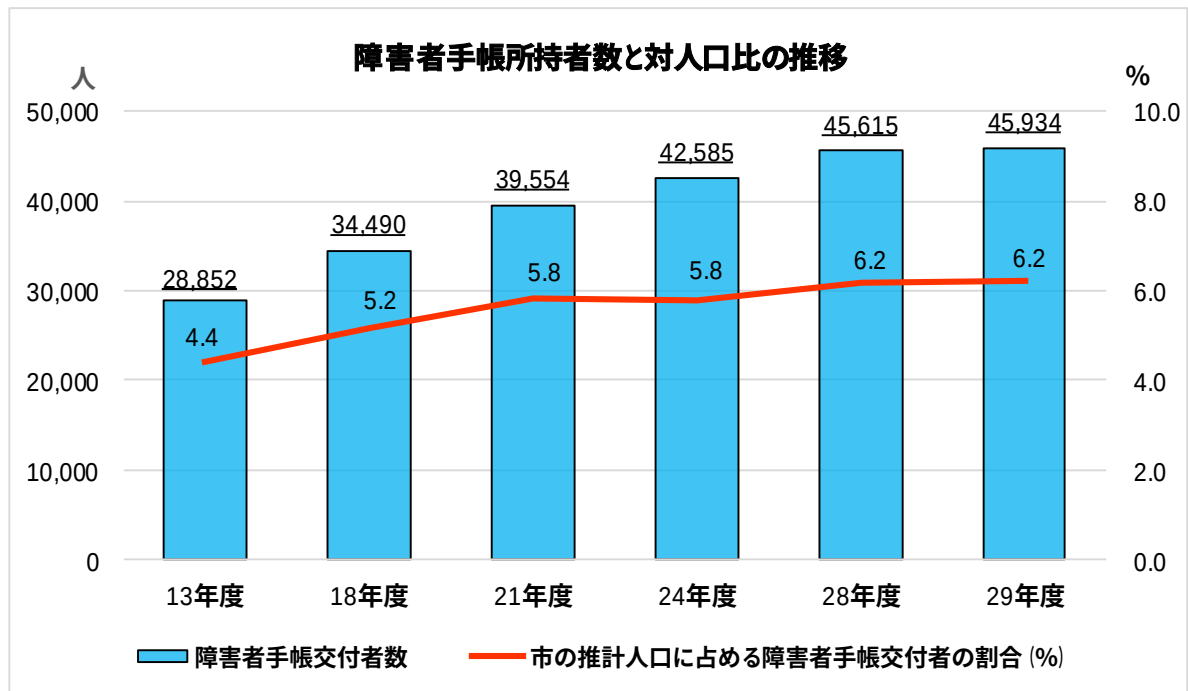
3 主な法制度の成立・改正

年月	法制度
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法の施行 (3 障がいの一元化、障害程度区分の導入など)
平成 19 年 9 月	障害者の権利に関する条約に署名
平成 22 年 12 月	障害者自立支援法の改正 (障がい者の範囲に発達障がい対象として明確化など)
平成 23 年 8 月	障害者基本法の改正 (目的と理念の改正、障がい者の定義の見直し、差別の禁止、療育に関する項目の追加など)
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法の施行 (障がい者虐待を発見した場合の通報の義務化、市町村虐待防止センターの設置など)
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法の施行 (一部) (障がい者の範囲に難病等の追加など)
	障害者優先調達推進法の施行 (障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等)
平成 26 年 1 月	障害者権利条約の批准
平成 26 年 4 月	精神保健福祉法の一部を改正する法律 (保護者制度の廃止、医療保護入院の見直しなど)
	障害者総合支援法の施行 (グループホームとケアホームの一元化、障害程度区分から障害支援区分へ)
平成 27 年 1 月	難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大など)
平成 28 年 4 月	障害者差別解消推進法の施行 (障がい者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など)
	障害者雇用促進法の改正 (雇用分野における障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務)
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の理念の尊重、体制の整備など)
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部改正 (発達障がいへの理解促進、発達障害者支援地域協議会の設置など)
平成 30 年 4 月	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設など)
	障害者雇用促進法の改正 (精神障がい者を法定雇用率の算出に加える)
平成 30 年 6 月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

※法律の名称は一部省略

第3章 障がいのある人の動向

1 障害者手帳の所持者数



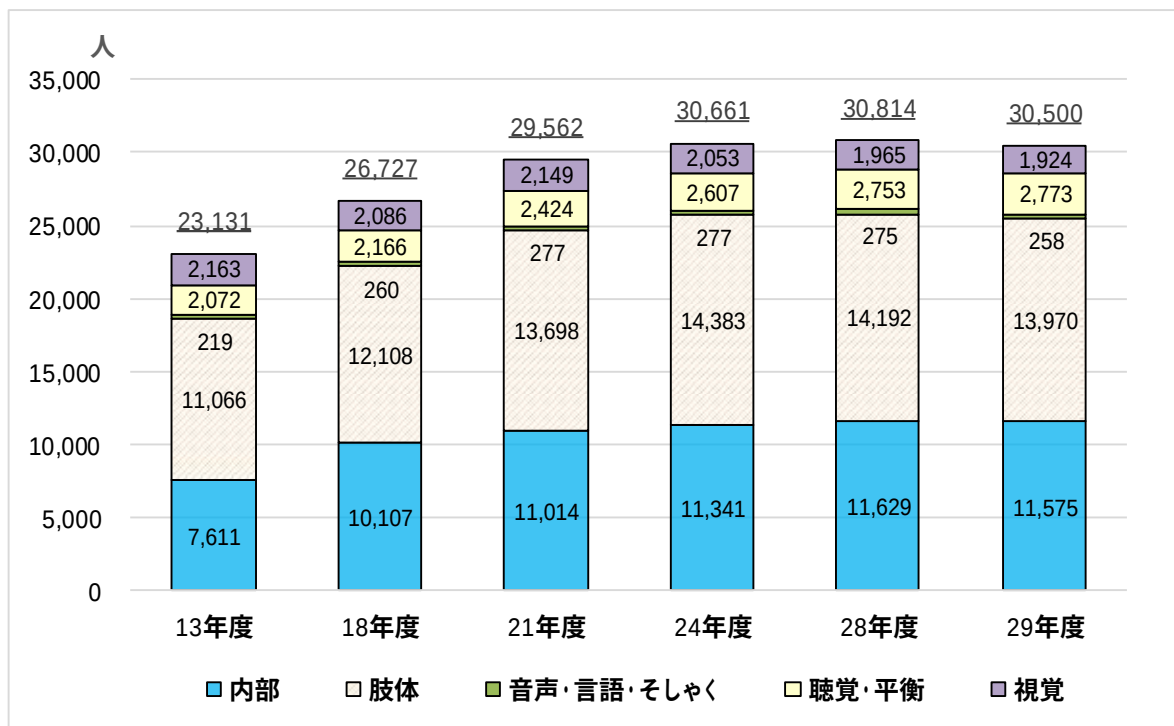
単位：人

年度	13年度	18年度	21年度	24年度	28年度	29年度
身体障害者手帳交付者数	23,131	26,727	29,562	30,661	30,814	30,500
療育手帳交付者数	3,371	4,042	4,999	5,686	6,600	6,814
精神障害者保健福祉手帳交付者数	2,350	3,721	4,993	6,238	8,201	8,620
合計	28,852	34,490	39,554	42,585	45,615	45,934

※各年度末現在

2 身体障害者手帳所持者数

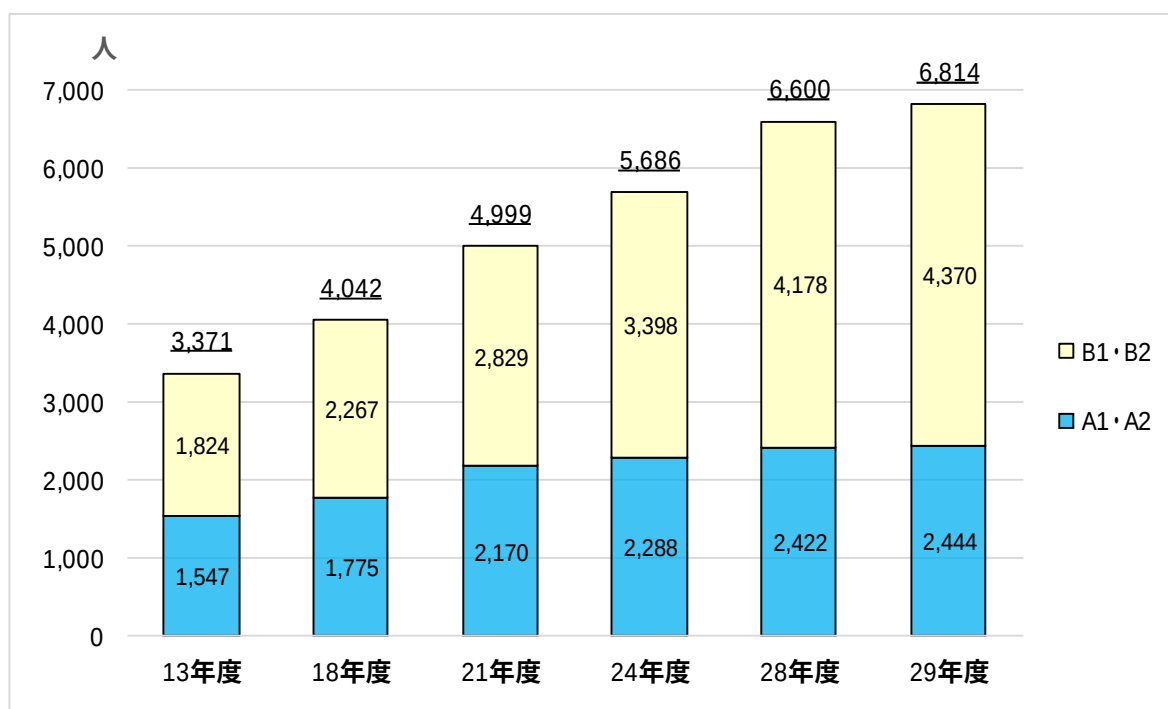
障がい部位別身障手帳所持者数



※各年度末現在

3 療育手帳所持者数

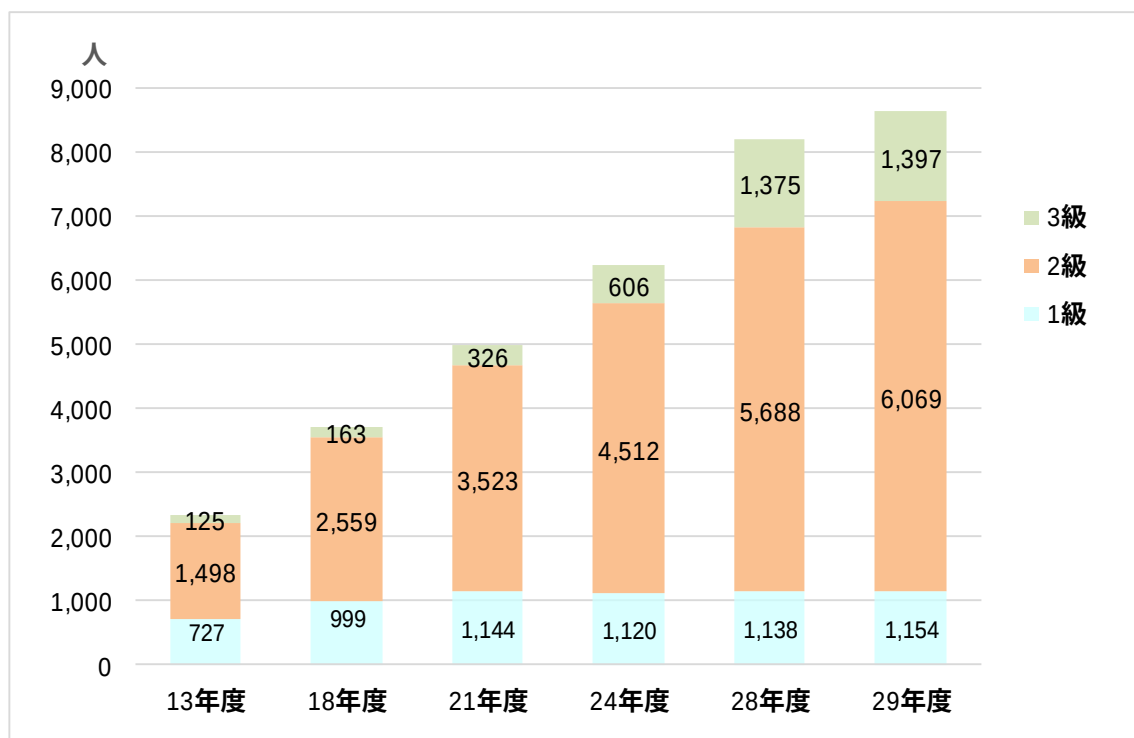
判定別療育手帳所持者数



※各年度末現在

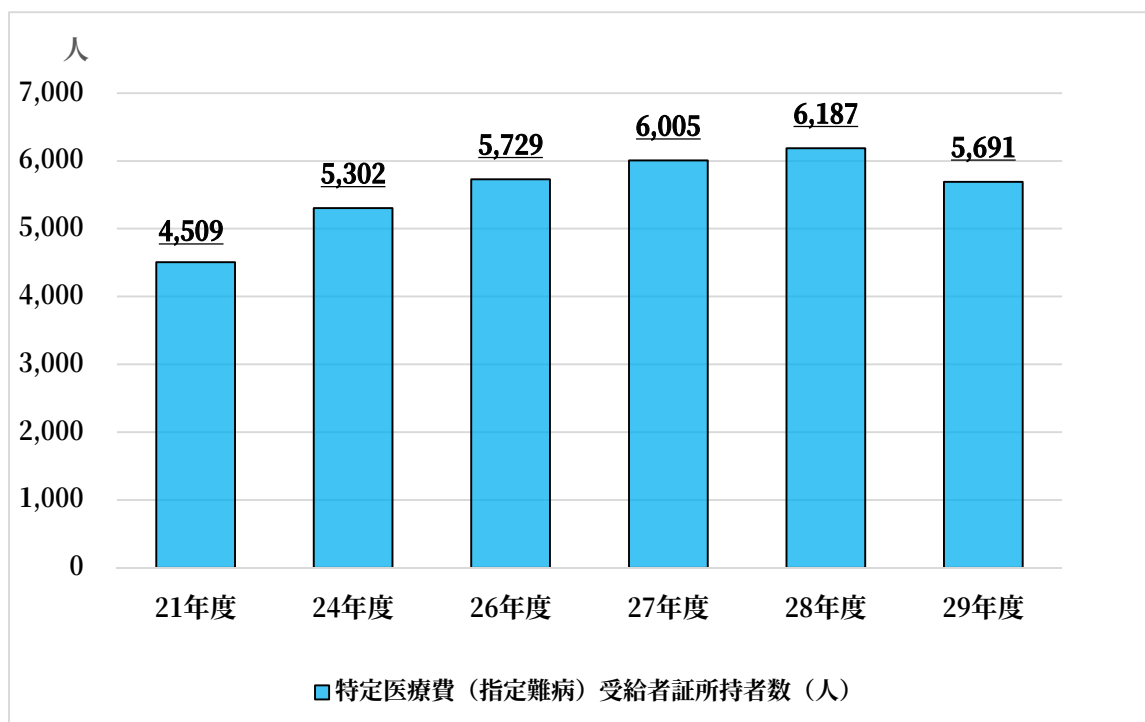
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神保健福祉手帳所持者数



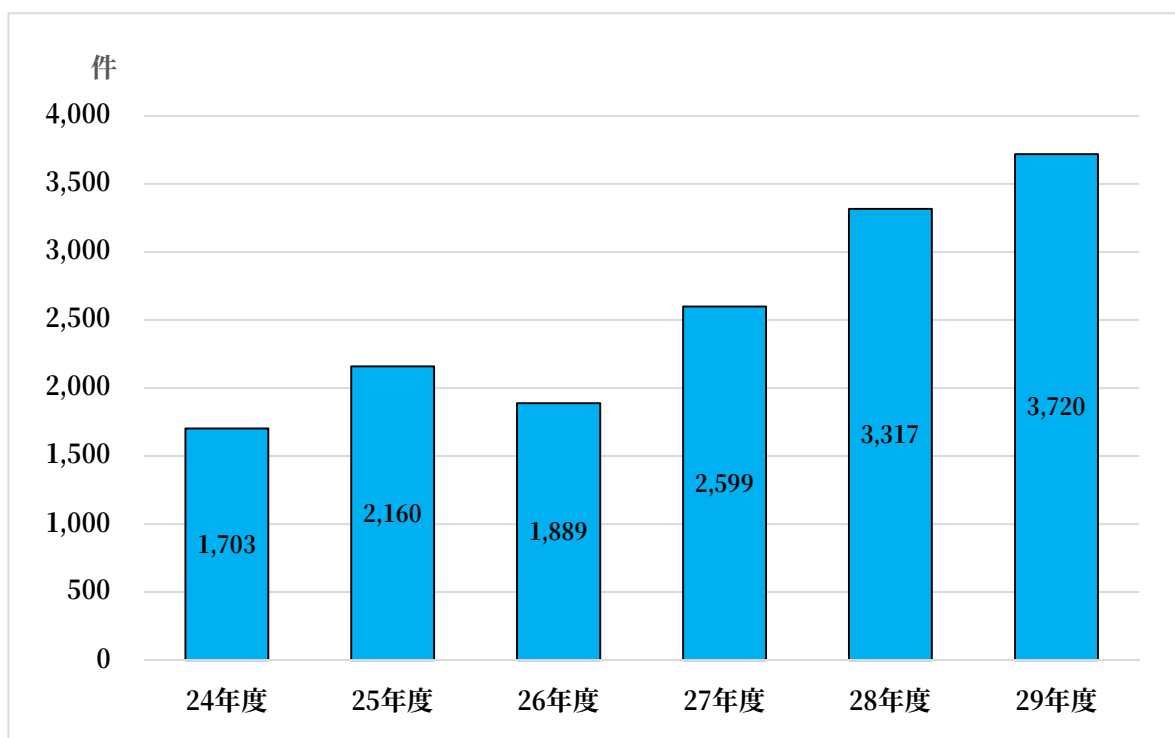
※各年度末現在

5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数



※各年度末現在

6 発達障がい者支援センター相談件数



※各年度末現在

第2編 分野別施策

第1章 【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護

- 1 障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進
- 2 差別の解消及び権利擁護の推進

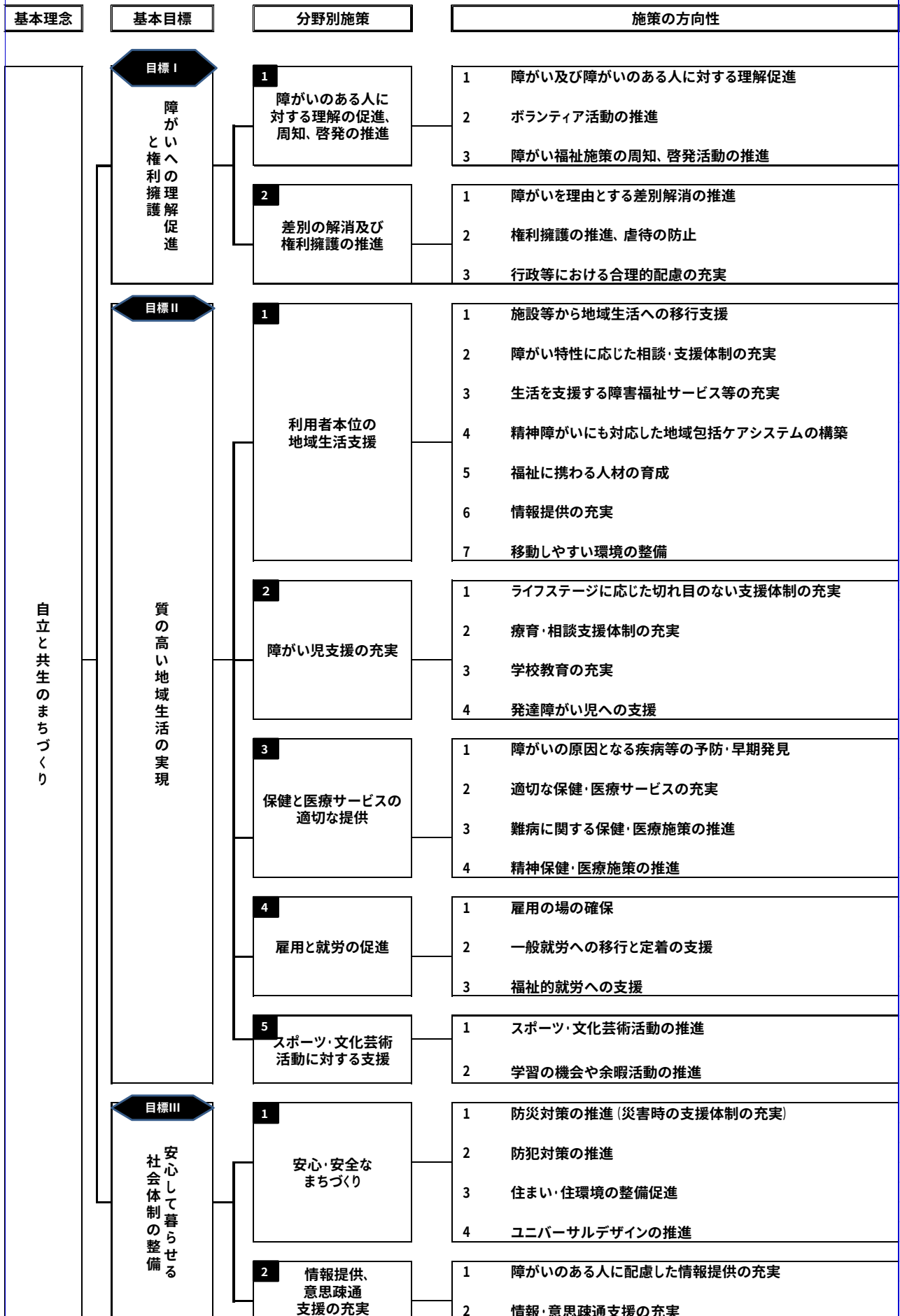
第2章 【基本目標2】質の高い地域生活の実現

- 1 利用者本位の地域生活支援
- 2 障がい児支援の充実
- 3 保健と医療サービスの適切な提供
- 4 雇用・就労の促進
- 5 スポーツ・文化芸術活動に対する支援

第3章 【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備

- 1 安心・安全なまちづくり
- 2 情報提供、意思疎通支援の充実

施策の体系図



第1章 【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護

1 障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進

<現状と課題>

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がいのある人についての正しい知識の普及を進め、啓発活動を推進する必要があります。しかし、熊本市が実施した調査では、当事者の3人に1人が差別を受けたり、嫌な思いをした経験があると回答しており、市民の理解促進があまり進んでいないという結果が出ています。職場、地域等の身近な場所で、また学校などで子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取り組みを進める必要があります。

<障がい児者を対象としたアンケート調査結果から>

- 差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある…35.5%
- 嫌な思いをした場所…「まちなかや地域での人の視線や態度」61.7%
「交通機関や建物の構造に配慮がない」29.5%
「仕事や収入」25.1%
「教育の機会」21.1%
「行政や店での応対」20%

■施策の方向性

- (1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進

■具体的な取り組み

1-(1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

① 障がい者サポーター制度による理解啓発

障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行い、障がい者サポーターの輪を広げていきます。また、障がい者サポート企業・団体の取り組みをとおして、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。

② 様々な媒体を用いた理解促進

障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ・SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

③ 講演会や啓発イベントによる理解促進

研修会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

また、地域や民間事業者等に出向いて障がい者サポーター研修を行い、障がいの特性や配慮方法を周知啓発していきます。

④ 共に学ぶ教育の推進

障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。また、子どもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、学校での福祉教育の充実を図ります。

⑤ 精神障がいについての理解促進

精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間等において、精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。

⑥ 発達障がいについての理解促進

小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。

また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。

⑦ 難病についての理解促進

熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。

⑧ ヘルプマークやヘルプカードの普及

ヘルプマーク[※]や、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカード[※]の周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。

※ヘルプマーク（カード）…内部障がいや難病等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることを目的としたマーク（カード）

【私が手伝ってほしいこと】 ・聴覚障がいがあるので、会話は筆談でお願いします。 ・災害時などの緊急時は、周囲の状況を教えてください。 カードの持ち主が困っているときや緊急のときはカードの内側を見てください。 		あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  熊本市  熊本市障がい者サポーター制度シンボルマーク																													
<table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="3">くまもと じょうたろう</td> </tr> <tr> <td>名前</td> <td colspan="3">熊本 城太郎</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">熊本市中央区手取本町〇一〇</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>平成8年8月8日</td> <td>血液型</td> <td>A 型</td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td colspan="3"> 名前(続柄等): 熊本 はな (母) 電話番号: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 </td> </tr> </table> ※必要な項目のみ記入してください		ふりがな	くまもと じょうたろう			名前	熊本 城太郎			住所	熊本市中央区手取本町〇一〇			生年月日	平成8年8月8日	血液型	A 型	緊急連絡先	名前(続柄等): 熊本 はな (母) 電話番号: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			<table border="1"> <tr> <td>障がいや病気について</td> <td>聴覚障がい 発達障がい</td> </tr> <tr> <td>飲んでいる薬</td> <td>〇〇〇〇 朝・夕ごと食後に内服</td> </tr> <tr> <td>アレルギー等</td> <td>卵のアレルギー有</td> </tr> <tr> <td>かかりつけ医療機関</td> <td> 名称 病院 電話番号 096-△△△-〇〇〇〇 </td> </tr> </table>		障がいや病気について	聴覚障がい 発達障がい	飲んでいる薬	〇〇〇〇 朝・夕ごと食後に内服	アレルギー等	卵のアレルギー有	かかりつけ医療機関	名称 病院 電話番号 096-△△△-〇〇〇〇
ふりがな	くまもと じょうたろう																														
名前	熊本 城太郎																														
住所	熊本市中央区手取本町〇一〇																														
生年月日	平成8年8月8日	血液型	A 型																												
緊急連絡先	名前(続柄等): 熊本 はな (母) 電話番号: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇																														
障がいや病気について	聴覚障がい 発達障がい																														
飲んでいる薬	〇〇〇〇 朝・夕ごと食後に内服																														
アレルギー等	卵のアレルギー有																														
かかりつけ医療機関	名称 病院 電話番号 096-△△△-〇〇〇〇																														

(熊本市が配布するヘルプカード)

1-(2) ボランティア活動の推進

① ボランティア活動の啓発

市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組めます。

② ボランティアの養成

障がい者サポーター制度の拡充等により障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。

養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。

③ ボランティア活動の支援

障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組めます。

1-(3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進

① 障がい福祉施策の広報・啓発活動

障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図ります。

② 障害者週間における広報・啓発活動の強化

障害者基本法に基づく障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を強化します。

③ 地域に対する広報・啓発活動

障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できる環境を整備するため、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修などの理解啓発に取り組みます。また、地域社会全体に障がいへの理解が広がるよう、地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターとも連携して取り組みを進めます。

2 差別の解消及び権利擁護の推進

＜現状と課題＞

2016（平成28）年4月、障害者差別解消法が施行され、行政機関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。熊本県においても、2012（平成24）年4月に障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を制定しており、共生社会の実現を目指した環境の整備に取り組んでいます。

一方で、熊本市が実施した調査では、この法律の当事者の認知度は「知らない」が約6割を占めており、法律自体の周知が進んでいないという状況にあります。差別を受けた際の相談窓口の周知や、市の職員や民間事業者に対する研修の実施により、障がいを理由とする差別の解消を進めていく必要があります。

また、当事者の約1割が虐待を受けたり、他の障がい者の虐待に直面したことがあるという現状があることから、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、相談・通報体制をさらに充実させ、関係機関との連携による適切な支援を行うなど、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを推進していきます。

＜障がい児者を対象としたアンケート調査結果から＞

- 障害者差別解消法の認知度 「知らない」 …59.4%
- 当事者本人や周りの人が虐待を受けた場面があった…10.1%
（精神障害者保健福祉手帳所持者や発達障がいの診断を受けた方の割合が高い。）
その時点での対応 「家族・親戚に相談した」 …30.3%
「対応していない」 …21.1%
- 成年後見制度の認知度
「知っており、制度を利用している」 …2.7%
「知っており、今後利用する可能性がある」 …13.4%
（療育手帳所持者や発達障がいの診断を受けた方の割合が高い。）
「知っているが、利用する可能性はない」 …35.2%

■施策の方向性

- （1） 障がいを理由とする差別解消の推進
- （2） 権利擁護の推進、虐待の防止
- （3） 行政等における合理的配慮の充実

■具体的な取り組み

2-(1) 障がい者を理由とする差別解消の推進

① 障害者差別解消法の広報・啓発

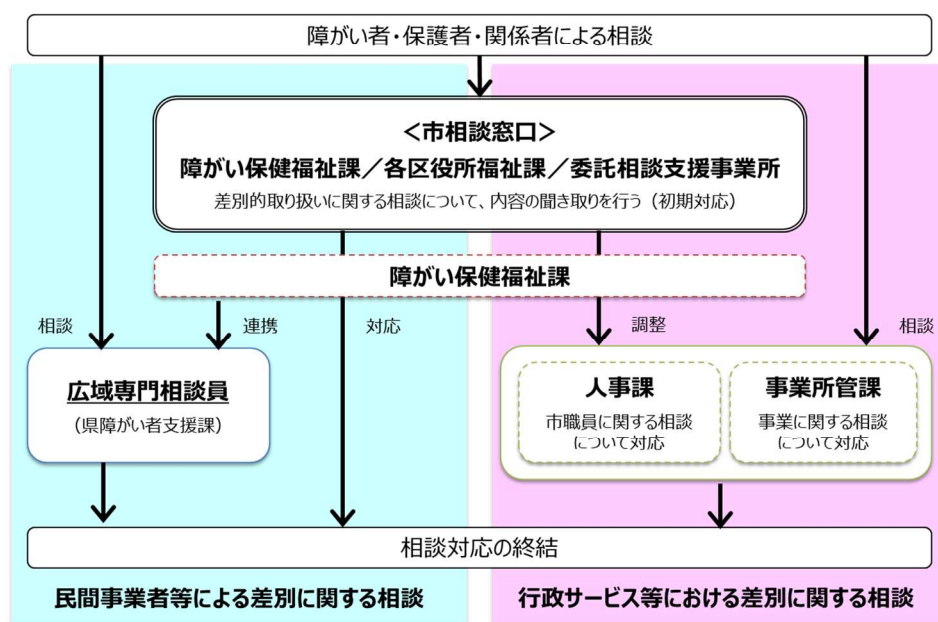
障がい者サポーター研修会や啓発イベント等で障害者差別解消法について周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。

② 差別解消のための取り組み

障害者差別解消法に基づき、市民や民間事業者への研修をとおして啓発に努めるとともに、「差別的取扱いに関する相談窓口」を周知し、障がい者を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取り組み内容等について情報共有や協議を行います。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

障がい者差別解消のための推進体制



2-(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

① 権利擁護に関する啓発

障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。

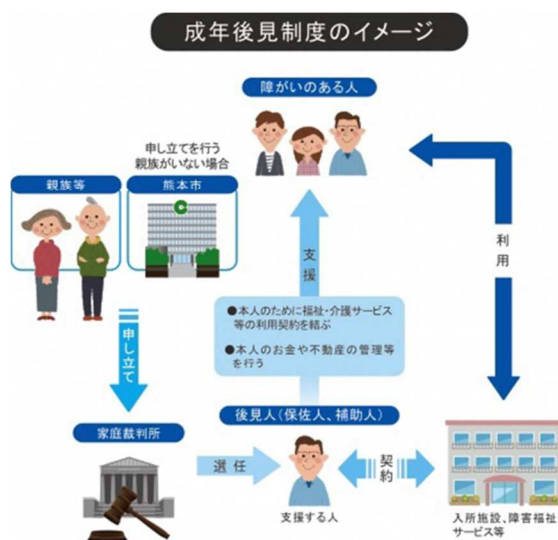
② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。

③ 権利保護に対する支援（成年後見制度）

障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。

また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組み、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。



④ 虐待防止に関する取り組み

障害者虐待防止法に係る広報・啓発に努めるとともに、熊本市障害者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。

2-(3) 行政等における合理的配慮の充実

① 職員等への啓発・資質の向上

福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修会を通して、障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮※の徹底

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員対応要領）」に関する研修・周知を行い、障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。

・催事における合理的配慮

障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

・選挙における合理的配慮

熊本市の選挙においては、熊本県点字図書館に登録されている有権者に、候補者等を紹介する点字版や音声 CD を送付します。また、選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票や不在者投票の案内を行うなど、障がいのある人への配慮を行います。

・職員採用時の合理的配慮

市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい条件整備を行います。

※合理的配慮…障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること

第2章 【基本目標2】質の高い地域生活の実現

1 利用者本位の地域生活支援

<現状と課題>

熊本市が実施した調査では、「入所施設」又は「病院に入院している」と回答した人の約3割が地域での生活を望んでおり、特に精神障がいのある人では「ひとりで暮らしたい」割合が高くなっています。

ニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた専門的かつ継続性のある支援が求められています。相談支援体制の充実や福祉に携わる人材の育成により、サービス提供体制をさらに充実させ、医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度の障がいのある人、発達障がいのある人など、様々な支援を必要とする人が幼少期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない支援を受け、安心して地域で暮らすことができるよう環境整備に努める必要があります。併せて、障がいのある人の強みや力を理解し活用することにより、障がいのある人の望む地域生活を実現していくとともに、地域生活を支える家族の支援にも取り組みます。

<障がい児者を対象としたアンケート調査結果から>

●市には様々な相談機関があるが、区役所福祉課を除き利用状況や認知度が低い。

●相談支援事業の充実のために望むこと

「障がいの特性に応じた専門の相談機関を整備する」…31.2%

「1ヶ所で様々な相談に対応できる窓口を増やす」…30.2%

「相談員のスキルアップを図る」…27.5%

●障害福祉サービスを利用するときに困ったこと

「どんなサービスがあるのか分からない」…26.1%

「どの事業者が良いのか分からない」…25.6%

「事業者情報が不十分」…18.2%

●今まで障害福祉サービスの利用に至らなかった理由

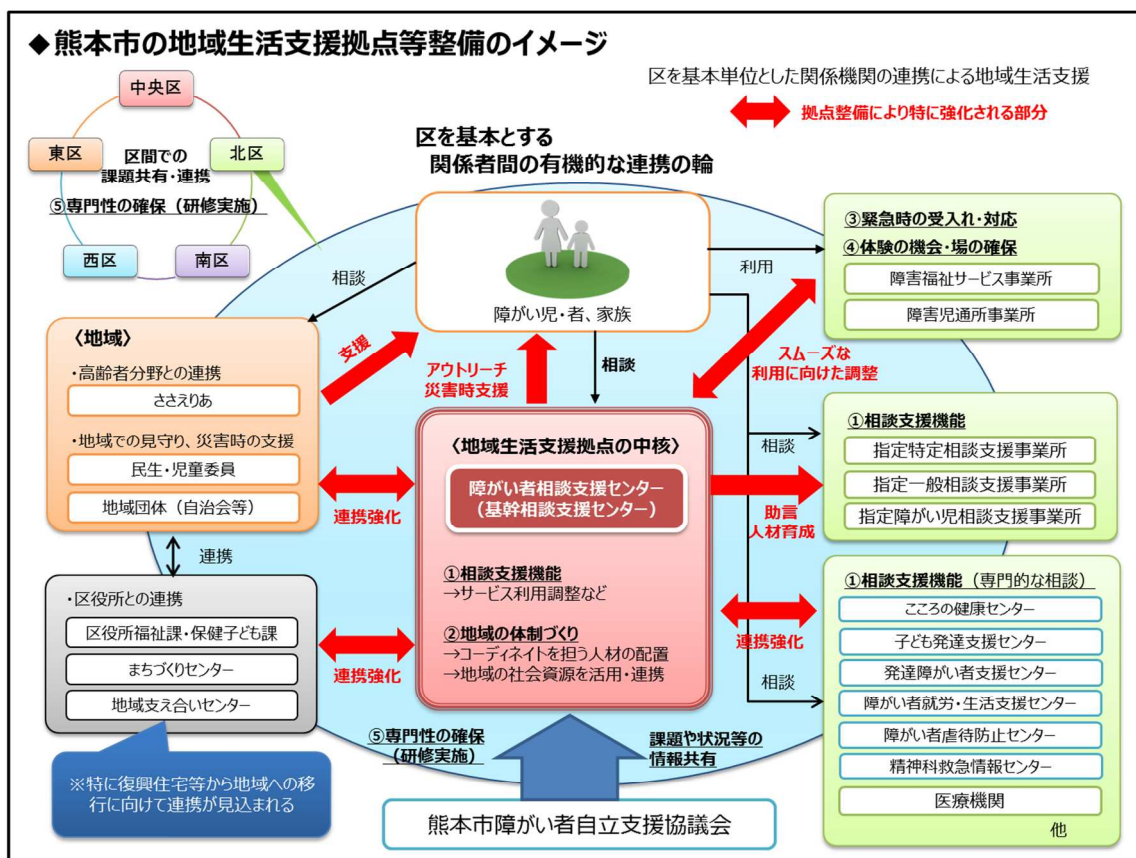
「どこに相談してよいか分からなかった」…55.0%

■施策の方向性

- (1) 施設等から地域生活への移行支援
- (2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実
- (3) 生活を支援する障害福祉サービス等の充実
- (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (5) 福祉に携わる人材の育成
- (6) 情報提供の充実
- (7) 移動しやすい環境の整備

1-(1) 施設等から地域生活への移行支援

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、さらには親なき後も見据え、障がいの
ある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用して居住
支援の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確
保・養成、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。



地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。利用促進にあたっては、利用者のニーズをもとに計画的に施設整備することにより、障がいのある人の地域での住まいの確保に努めます。

1-(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図

ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。

市内 9 ヲ所に設置する熊本市障がい者相談支援センターにおいては、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースに対応するほか、地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取り組みを行います。

② 発達障がい者に対する相談支援

発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

③ 難病患者に対する支援

熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。

④ 障がいのある高齢者に対する支援

障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター（通称 高齢者支援センターささえりあ）※等の関係機関との連携に努めます。また、新たに設けられた共生型サービス※の導入により、介護保険サービスの円滑な利用について検討します。

※地域包括支援センター…介護予防事業のマネジメントや高齢者に対する総合相談支援等を実施する地域包括ケアシステムの中核的機関として市内 27 箇所に設置しています。

※共生型サービス…2018 年（平成 30 年）度から、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険サービス事業所の指定が受けやすくなる特例が設けられました。

⑤ 家族に対する支援

乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。

⑥ 家族会・当事者会の活動支援

障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の課題を解決できるよう各家族会・当事者会と連携し、その活動の支援を図ります。

⑦ 関係機関・団体との連携による支援体制の充実

支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。

⑧ **身体障がい者及び知的障がい者相談員**

障がいのある人の生活全般や、福祉サービス利用などについての相談支援を行います。

⑨ **民生委員・児童委員**

地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

1-(3) 生活を支援する障害福祉サービス等の充実

① **障害福祉サービス等の円滑な提供**

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等や地域生活支援事業の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについて、円滑な提供に努めます。併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めていきます。さらに、整備する施設の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画※についても考慮するものとします。

また、ごみ出しが困難な世帯を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。

※熊本市立地適正化計画…都市全体の観点から、居住や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン

② **障害福祉サービス事業所の質の向上**

障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。

また、障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。

1-(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① **地域生活への移行支援**

精神障がいのある人が住み慣れた地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供基盤を充実させます。

② **地域移行支援・地域定着支援**

入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住

居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取り組みを推進します。

③ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置

精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築について検討を進めます。

④ ピアサポーターの活動支援

精神障がいのある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、フォローアップの研修を行うことで、ピアサポーターの活動を支援します。

⑤ 当事者交流・活動の支援

精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の支援や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。

⑥ 家族に対する支援

家族教室や訪問指導等を通して、家族への支援を実施します。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム…精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉サービス・介護、住まい、社会参加（就労）、地域助け合い、教育が包括的に確保された支援・サービス提供体制のこと

1-(5) 福祉に携わる人材の育成

① 社会参加等を支援する人材の育成

障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行います。

② 福祉に携わる職員の資質の向上

障害福祉サービス事業者等を対象に、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。

また、難病患者等の多様なニーズに対応するため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。

③ 福祉に携わる職員の処遇改善等

障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促します。

④ 介護分野の人材不足への対応

訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、介護職員実務者研修を通じて人材の育成と確保を行います。また、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。

1-(6) 情報提供の充実

① ふくしのしおり

障がい福祉の制度内容や相談窓口を分かりやすく説明した「ふくしのしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。

② 市ホームページ等における情報の充実

障がい福祉に関する各種サービスや相談窓口紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を市ホームページ等で提供します。情報提供にあたっては、SNS等の新たな情報提供手段への対応も進めていきます。

1-(7) 移動しやすい環境の整備

① 公共交通機関等による外出の支援

障がいのある人の外出を支援し積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる「熊本市優待証（さくらカード）」を交付します。

また、移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

② 自家用車による外出の支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある人に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。

2 障がい児支援の充実

＜現状と課題＞

支援を必要とする子どもの状態やニーズが多様化する中、子どもの成長に伴い関わる関係機関が移行していきます。療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携のもと、障がいのある子どもに対する切れ目のない支援と周囲の環境づくりが求められています。特別な支援を必要とする子どもが、障がいの種別や程度に関わらず必要な支援を受けながら住み慣れた地域や学校で過ごせるような環境整備を進めるため、相談支援や教育・療育体制の充実のほか、共に学ぶ子ども達や教職員等への理解促進に取り組みます。

さらに、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、家族に対する精神的なフォローを行うなど、乳幼児期から成人期までの相談支援体制をより充実させていく必要があります。なお、取り組みにあたっては、熊本市特別支援教育推進計画と整合を図りながら進めていきます。

＜障がい児者を対象としたアンケート調査結果から＞

●障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと

「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備」…62.2%

「早期の障がい発見と支援の開始」…52.7%

「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実」…48.6%

「乳幼児から成人まで一貫した相談支援が受けられる体制」…42.8%

●療育や教育について充実を望むこと

「卒業後を見据え、自立・自律した生活が営めるような療育・教育の充実」…63.6%

「教職員等の障がいへの理解、資質の向上」…49.3%

「障がいに応じた専門的な教育の充実」…47.9%

「保護者や地域の人等、子どもに関わる全ての人たちの障がいや配慮の理解」…44.3%

■施策の方向性

- (1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
- (2) 療育・相談支援体制の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) 発達障がい児への支援

■具体的な取り組み

2-(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

① 障がい児保育の充実

地域の保育所等において、障がいのある子どもの受入れを促進します。受入れにあたっては、専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育所等において活用できるように、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、保育所等への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図ります。

② 就学・進学における支援

就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。

支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。

③ 成人期への移行支援

学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。

また、ハローワークなどの関係機関や障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。

④ 家族に対する支援

保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。

子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。

また、家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業、放課後児童クラブ（児童育成クラブ）など家族に対する支援の充実に努めます。

① 早期療育の充実

乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行います。

また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つ子どもを対象に通級指導教室（あゆみの教室、ことばの教室）を設置し、保護者や関係機関等と連携をとりながら指導及び相談・助言を行います。

② 地域療育体制の整備

地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、障害児等療育支援事業を活用し、家庭や施設における在宅支援を充実していきます。さらに、子ども発達支援センターとの連携により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

③ 障がい児支援に関するサービスの充実

障がいのある子どもが早い段階から必要な療育が受けられるよう、日常生活における基本的な動作の指導及びコミュニケーションや社会性の発達を促す児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービス、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を適切に提供します。サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。

④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上

保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図ります。

⑤ 児童相談所による相談支援

18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。また、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。

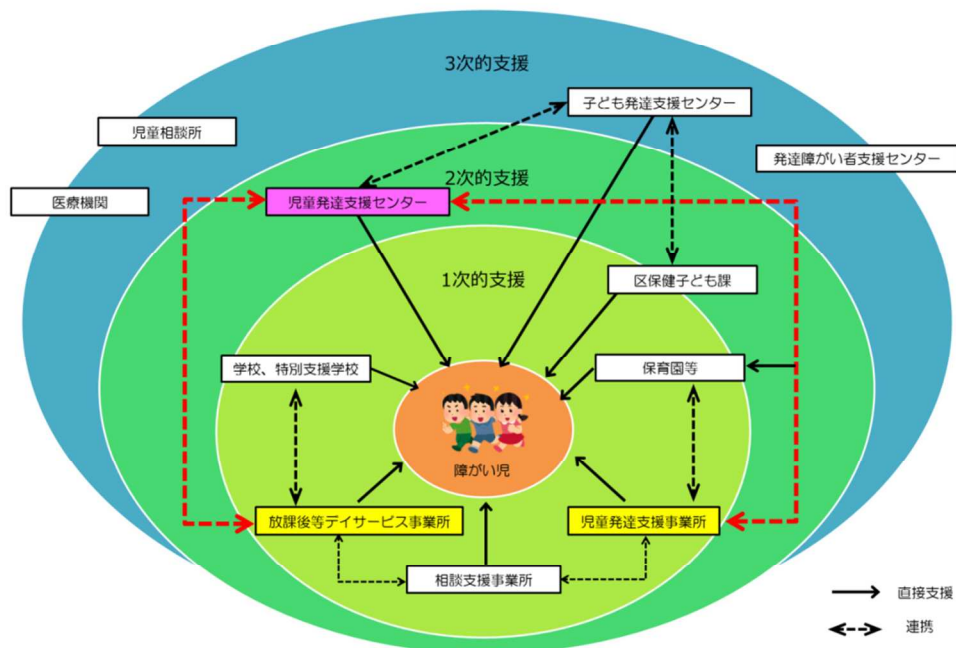
⑥ 子ども発達支援センターによる相談支援

障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。

⑦ 児童発達支援センターの機能充実

主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、子ども発達支援センターと連携し、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。

障がい児の療育にかかる本市の支援体制イメージ



2-(3) 学校教育の充実

① 教職員の専門性の向上

障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。また、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、子どもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。

※特別支援教育コーディネーター…特別支援教育を推進するにあたり、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う。

② 就学支援委員会

就学支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、就学のための審議を行います。

③ 校内支援体制の充実

・相互理解の推進

障がいのある子どもとない子どもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。

・校内委員会等の設置

各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。

④ 施設等環境整備

障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。

⑤ 進路指導の充実

一人ひとりの児童生徒の特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。

⑥ 多様な学びの場の整備

障がいのある児童生徒が居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めるとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。

⑦ 大学修学支援

重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。

⑧ 家族に対する支援

・放課後児童クラブ（児童育成クラブ）における受入れ

障がいのある子どもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修をとおして、クラブ支援員の資質の向上を図ります。

・障害児タイムケア事業

障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア※及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。

※レスパイトケア…障がいのある人を支える親や家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することにより、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること

2-(4) 発達障がい児への支援

① 子ども発達支援センターによる支援

障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。

② 発達障がい者支援センターによる支援

発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います。高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。さらに、研修会や講演会をとおして、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。

3 保健と医療サービスの適切な提供

■現状と課題

障がいの予防と早期発見、障がいの重度化や二次障がいの発生を防止するためには、健診や医療機関の受診など、保健・医療サービスは欠かせません。

熊本市が実施した調査では、「定期的に通院している」、「定期的な訪問診療・訪問看護を利用している」と回答した方を合わせると、実に8割以上の方が定期的な通院等を行っている状況です。

特に、難病を患っている人、精神障がいのある人は定期通院をしている割合が高く、医療サービスの充実はもちろんのこと、適切な相談体制の充実、保健・医療・福祉の連携強化が必要です。

また、障がいの重度化・重複化が進むなか、重症心身障がい児者の支援の充実も引き続き取り組んでいかなければなりません。

<障がい児者を対象としたアンケート調査結果から>

- 障がいや発達の不安に気づいたきっかけ
 - 「乳幼児健診」・・・17.6%
 - 「医療機関を受診したとき」・・・13.5%
- 医療機関への通院状況
 - 「定期的に受診している」・・・79.0%
 - 「定期的に訪問診療、訪問看護を受けている」・・・6.2%

■施策の方向性

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- (2) 適切な保健・医療サービスの充実
- (3) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (4) 精神保健・医療施策の推進

■具体的な取り組み

3-(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

① 疾病の予防

育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。

また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。

② 早期発見・適切な対応

乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

3-(2) 適切な保健・医療サービスの充実

① 重症心身障がい児・者等の支援の充実

・総合的な支援体制の確保

重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。

・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備

医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。

また、医療的ケア児等の生活システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組みます。

・療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実

NICU 退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。

また、自宅中心で医療的ケアが必要な方が地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備など、レスパイトケアの充実を図ります。

・行動障がいのある人に対する支援

在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。

② 医療費の助成

障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

③ 歯科保健医療の推進

・歯科疾患の予防

歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。また、障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。

・歯科受診の推進

歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。

・歯科保健医療体制の充実

熊本県歯科医師会立口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制を充実します。

④ 二次障がいの予防

一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。

3-(3) 難病に関する保健・医療施策の推進

① 難病対策の推進

難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関（者）、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。

また、難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。

② 難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援

難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮しながら、適切な利用を支援します。

① 精神科医療機関等との連携の強化

緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。

② 相談支援体制

区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所等における相談体制の充実に努めます。

③ 依存症の対策

依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。

④ ひきこもりへの対策

思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関との連携を行い、相談体制の整備・充実を図ります。

⑤ 高次脳機能障がいへの対応

高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。

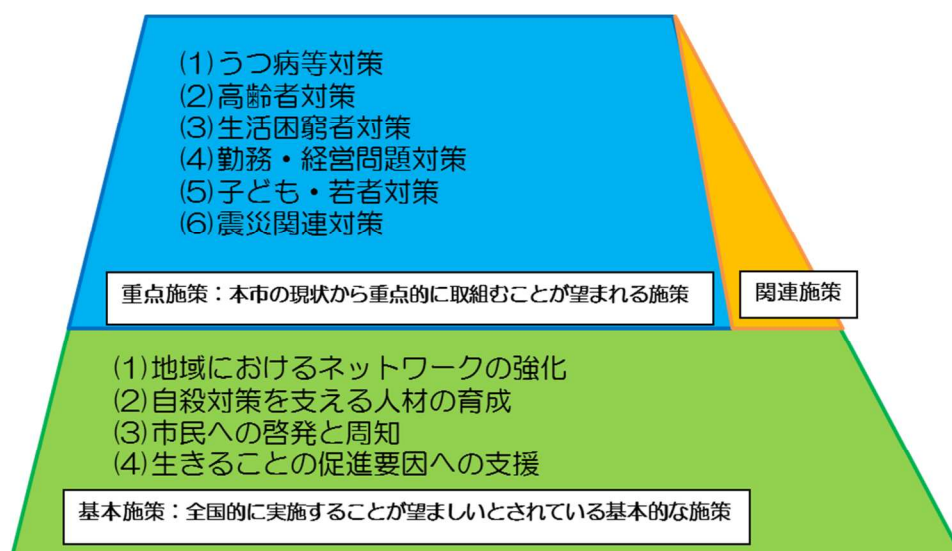
⑥ 発達障がいへの対応

発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。

⑦ 自殺予防への対策

自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画（仮称）等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには「熊本市自殺対策連絡協議会」等の実施による関係機関との連携した取り組みを推進します。

■熊本市における自殺対策施策の体系（熊本市自殺総合対策計画（仮称）引用）



4 雇用と就労の促進

■現状と課題

仕事を求める障がいのある人は、増加傾向にあります。

働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮するためには、多様な就業機会の確保や、その人に合った働き方が選択できる環境を整備していく必要があります。

また、障がいのある人が働きやすい職場環境を整備するため、事業主等に対して、様々な障がいへの正しい知識を普及することが重要です。

一方で、一般就労が困難な人の就労の場の充実を図るため、福祉的就労の場の充実や、工賃水準向上のための取り組みを引き続き進めていく必要があります。

＜障がい児者を対象としたアンケート調査結果から＞

●現在の就労状況

「働いていない」・・・52.3%

「福祉的就労」・・・13.3%

「正社員として就労」・・・13.1%

●仕事のことで困っていること

「収入が少ない」・・・41.1%

「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」・・・15.3%

「職場の人の障がいへの理解がない」・・・11.7%

●今後の就労意向

「障がいの状態などの理由で仕事はできない」・・・39.5%

「仕事をしたいとは思わない」・・・24.4%

「仕事をしたい」・・・20.8%

■施策の方向性

- (1) 雇用の場の確保
- (2) 一般就労への移行と定着の支援
- (3) 福祉的就労への支援

■具体的な取り組み

4-(1) 雇用の場の確保

① 事業主への啓発

障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動や、本市独自の雇用奨励金の周知等を通して障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。

② 雇用にあたっての支援

企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援します。さらに、市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、業者選定における優遇措置を検討します。

③ 公共機関での障がい者雇用の促進

市における障がい者雇用については、一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がい者対象の採用試験についても、精神障がい及び知的障がいのある人への受験対象の拡大に向け、検討を進めていきます。さらに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。また、この雇用を通じて、障がいのある人の就労について、市民や企業への啓発及び理解の促進を図ります。

④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出

熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓を図ります。

また、若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。

4-(2) 一般就労への移行と定着の支援

① 一般企業への就労の促進

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行うとともに、障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進します。

また、就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。

② 職場定着の支援

障がいのある人の職場への定着を支援するため、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

また、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

③ 求人・求職者情報の提供

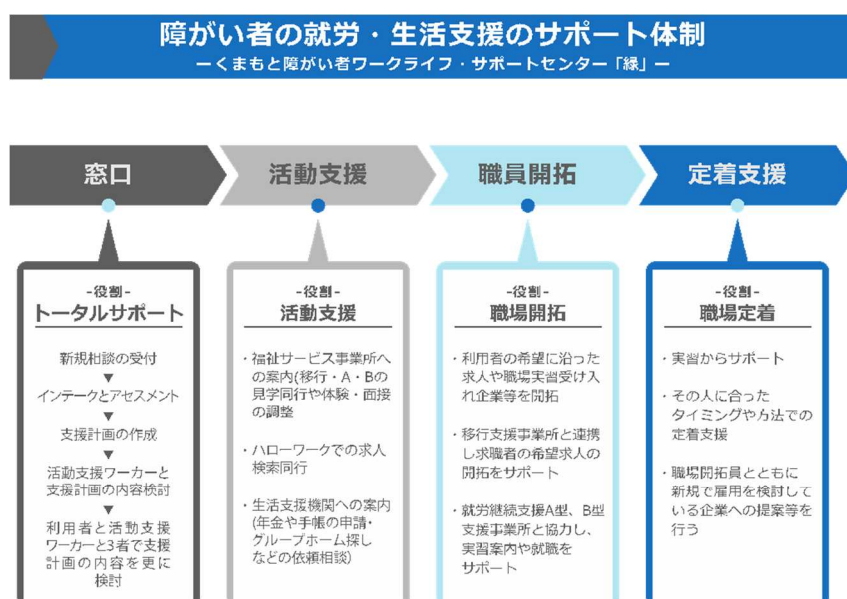
障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。

④ 関係機関との連携による相談支援

障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。

⑤ 難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実

難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。



① 福祉的就労の場の充実

一般就労が困難な障がいのある人に、福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組みます。また、販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組みます。

② 障がい者就労施設等からの物品等の調達推進

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。

また、企業等に対する施設で提供できる物品等の情報提供により、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

③ 共同受注窓口の検討

複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の整備に向けた検討を進めます。

共同受注イメージ図を添付予定

④ 福祉と農業の連携の検討

農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築するなど、農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取り組みを検討します。

5 スポーツ・文化芸術活動に対する支援

■現状と課題

障がいのある人が、自らの興味や関心をもって、スポーツや文化芸術活動など様々な活動を行うことは、生活の質の満足度を高めることにつながります。

しかしながら、熊本市の調査では、過去1年間に行ったスポーツやレクリエーション活動の頻度は、「行っていない」と回答した人が最も多く、活動に対する考えとして「活動を行いたいができない」と回答した人が最も多い状況でした。

本市においては、2019年に「女子ハンドボール世界選手権大会」、「ラグビーワールドカップ2019」が開催される予定となっており、国際的なスポーツイベントを間近で体感する機会に市民の関心や注目が高まっています。会場整備などのハード面はもちろん、大会スタッフやボランティアによる対応など大会運営のあらゆる場面において、観戦に来られる障がいのある人への配慮を充実させ、誰もが楽しむことができる大会を目指します。

さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツの普及促進、さらに障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組んでいく必要があります。

障がいのある人のスポーツや文化芸術活動を支援するため、必要とされる配慮や支援が提供される環境整備に努めるほか、地域で活動するこれらの団体との連携により、障がいのある人の社会参加・自己実現の場の確保に努めます。

<障がい児者を対象としたアンケート調査結果から>

- 過去1年間に行ったスポーツやレクリエーション活動の頻度
 - 「行っていない」・・・38.8%
 - 「週に1～2日」・・・13.7%
- スポーツやレクリエーション活動に対する考え
 - 「活動を行いたいができない」・・・32.3%

■施策の方向性

- (1) スポーツ・文化芸術活動の推進
- (2) 学習の機会や余暇活動の推進

■具体的な取り組み

5-(1) スポーツ・文化芸術活動の推進

① スポーツ、文化芸術活動団体の支援

障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。

② スポーツ活動への支援

障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックなどのイベントの支援を行います。また、市の公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度※を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。

障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、スポーツリーダーバンクによる指導者の派遣や用具の貸し出しを行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。

③ 文化芸術活動への支援

障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、アールブリュット※の普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。

※アールブリュット…「生（き）の芸術」という意味のフランス語。正規の美術教育を受けていない人が制作した作品が原義とされていますが、その中には、障がいのある人が心の内を表現したものも多く含まれます。

④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、熊本市における計画を策定し、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施します。

⑤ 文化施設等の利用支援

熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度※を設け、文化施設等の利用を促します。

また、熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある子どもたちとその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。

※利用料の減免制度は、障害者手帳の提示によるものです。

5 -(2) 学習の機会や余暇活動の推進

① 学習機会の提供及び講座等の実施

あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実を図る中で、障がいのある人に対しての学習機会の情報提供に取り組みます。また、障がいを理解するための公民館講座等を実施し、市民の理解の促進を図ります。

② 社会教育施設等の利用支援

図書館に来館することが困難な障がいのある人を対象に、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。

また、視覚障がいのある人を対象に、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。

熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。

③ 余暇活動の場・情報の提供

障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図るとともに、余暇活動に関する多様な情報を集約し提供します。

第3章 【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備

1 安心・安全なまちづくり

■現状と課題

平成28年4月14日及び16日に相次ぎ発生した平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という）により、本市を含む熊本県内は甚大な被害が発生しました。本市では、市民・地域・行政が総力をあげて取り組む方針を示し、早期の復旧・復興を目指しています。

障がいのある人をはじめとした要配慮者の安全対策については、安否確認や避難の支援、情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは対応できない多くの課題が浮き彫りとなりました。災害発生時に、障がいのある人が孤立することがないように、市民・地域・行政が協力した支援体制を強化しなければなりません。

熊本地震を教訓に、本市では地域防災計画を見直し、避難所開設運営マニュアルの策定や、地域住民・避難所担当職員・施設管理者で構成される校区防災連絡会の設置を推進するなど、地域における避難支援体制の構築、充実にに向けた取り組みを進めています。

一方で、本市が実施した調査によると、自力避難が困難な人の一助となる災害時要援護者避難支援制度についての認知度は低く、制度の周知が課題となっています。

市民の防災意識の向上や、福祉避難所・福祉子ども避難所の拡充を図り、災害が発生しても安全が守られ、安心して過ごすことができる環境の整備と支援体制の強化に引き続き取り組みます。

また、防災対策だけではなく、障がいのある人を含め、全ての人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、公共施設をはじめとして、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組みます。

<障がい児者を対象としたアンケート調査結果から>

● 避難を手伝ってくれる人の有無

「いる」・・・76.1%

「いない」・・・17.0%

主に手伝ってくれる人は「家族」が最も多く、8割以上を占める。

● 災害時要援護者支援制度の認知度

「知っている」・・・7.0%

「知らない」・・・56.0%

■施策の方向性

- (1) 防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 住まい・住環境の整備促進
- (4) ユニバーサルデザインの推進

■具体的な取り組み

1-(1) 防災対策の推進（災害時の支援体制の充実）

① 地域における避難支援体制づくり

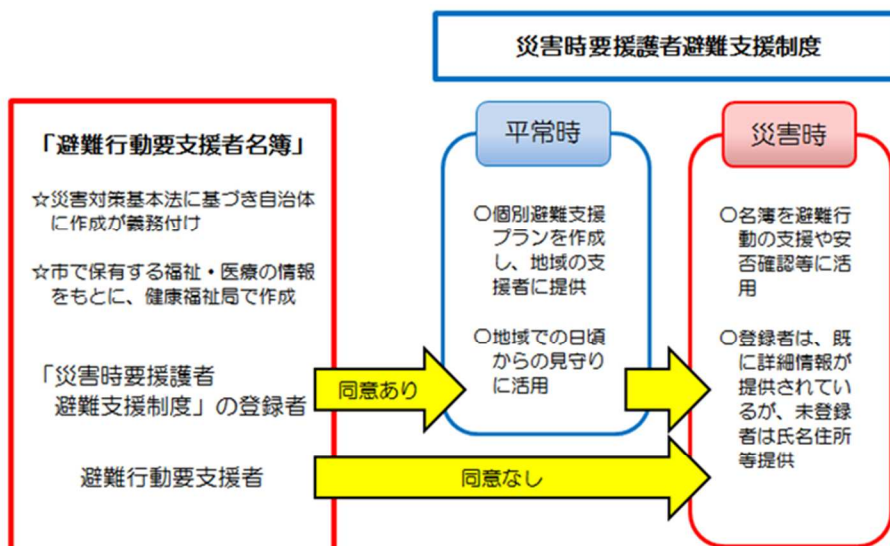
地域団体・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の設立を促し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。

② 避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、熊本市地域防災計画に基づき作成した災害時に活用できる「避難行動要支援者名簿」について、自治会等の地域団体との名簿受け渡しに関する覚書締結を進めることで、災害時の支援体制を築きます。

加えて、本人同意に基づき平常時から活用できる「災害時要援護者避難支援制度」の名簿等について、名簿配布と併せ個別避難支援プランの策定を進めることで、より実行性の高い災害時の支援体制を築きます。

災害時要援護者避難支援制度未登録の避難行動要支援者に対する制度の周知や登録勧奨を進めるほか、地域における要援護者の掘り起こしに努め、登録者の増加を図ります。



③ 施設における防災体制の整備

施設の所有者や管理者に対し、障がいのある人の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導體制の確立を図るとともに、防災・防火意識の高揚に努めます。

④ F A Xや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進

音声（言葉）での通報が困難な人の利用を想定したF A Xや携帯メールによる 119 番通報について、地域の防災行事等において周知を図り、利用を促進します。

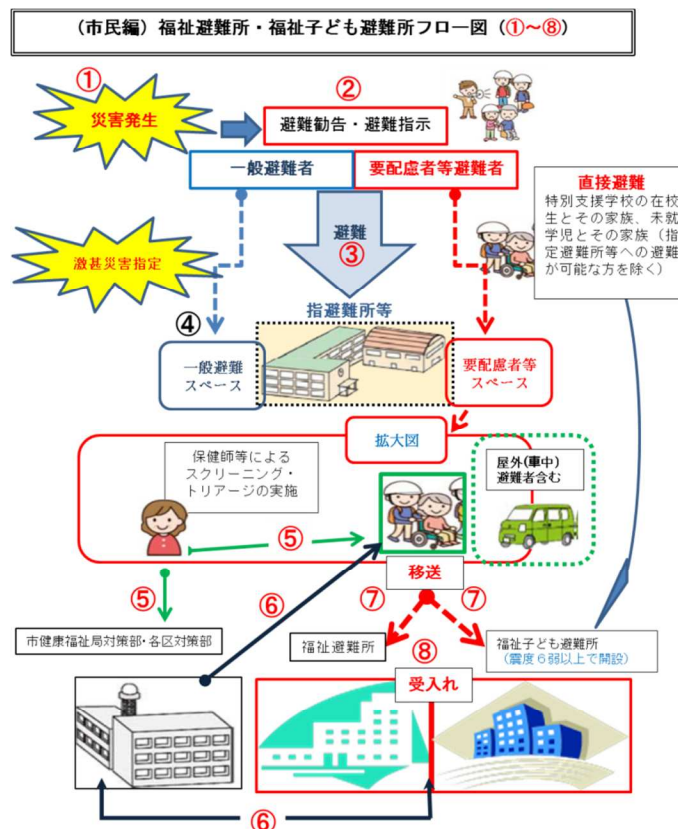
⑤ 災害時の避難所における支援体制の整備

災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。

⑥ 福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備

災害救助法適用の災害発生時に、一般避難所では避難生活を送ることが困難な方（要配慮者）の受入れを行う場として、関係団体との協定に基づき「福祉避難所」を開設することで、避難支援体制の整備を行い、障がいの特性に応じた対応を行います。

さらに、障がい児等とその家族が避難する「福祉子ども避難所」を市内の特別支援学校内に新たに設けるなど、福祉避難所の拡充を図ります。また、必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。



⑦ 災害時の生活再建に向けた支援

建設型仮設住宅においては、可能な限り個々の障がいのある人の状態に応じた住宅の整備を行います。

また、障がい者相談支援センターや NPO 法人等の関係機関・団体と連携を図りながら被災者の見守りを行い、生活再建に向けた支援を実施します。

1-(2) 防犯対策の推進

① 緊急通報システム貸与事業

単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。

② 障がい者支援施設等における防犯対策

障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取り組みを支援します。

③ 消費者トラブルの未然防止

障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。

1-(3) 住まい・住環境の整備促進

① 住宅改造に対する支援

住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。

② 公営住宅の活用

障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の供給を行います。

また、公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。

1-(4) ユニバーサルデザインの推進

① 公共施設等の整備

市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。

民間建築物においては、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例（正式名称：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）に基

づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。

＜熊本城ホール＞

熊本城ホールの整備にあたっては、多機能トイレや広めのトイレを各階に複数設置、親子室の設置、小会議室や救護室等の内装材に天然素材を使用、聴覚障害者用補聴システムの導入や調音材の使用等、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化に取り組みます。

＜熊本城＞

本市のシンボルである熊本城は、熊本地震による被害からの復旧工事にあわせて、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。特に天守閣復旧と特別見学通路設置にあたっては、障がいのある人や高齢者など階段での昇降が困難な方を対象としたエレベーター、多目的トイレ、階段の二段手摺りなどを設置します。



② 安全で快適な道づくり

歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。

また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。

③ 公共交通・移動手段の利便性の向上

障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。また、段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。

2 情報提供、意思疎通支援の充実

＜現状と課題＞

障がいのある人が必要な情報を容易に取得するためには、障がいの特性に配慮した情報提供を充実することが求められます。

また、障がいのある人のコミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用の促進など、意思疎通支援の更なる充実を図ることが重要です。

＜障がい児者を対象としたアンケート調査結果から＞

●日常生活の中で必要とするサポート

「障害福祉サービスなど、利用できるサービスや制度について情報提供、手続きをするための支援をしてくれる」・・・46.1%

●手話や文字によるコミュニケーション支援が必要な場所（聴覚障がいのある人）

「市役所や区役所などの公的機関」・・・26.8%

「福祉・医療機関」・・・22.8%

■施策の方向性

- (1) 障がいのある人に配慮した情報提供の充実
- (2) 情報・意思疎通支援の充実

■具体的な取り組み

2-(1) 障がいのある人に配慮した情報提供の充実

① ふくしのしおりによる情報の提供

障がい福祉の制度内容を集約し、分かりやすく説明した「ふくしのしおり」を配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。

② 点字・音声による市政及び市議会情報の提供

広報紙「市政だより」や「議会だより」の点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。

また、市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。

③ 市ホームページ及びSNS等を活用した情報提供の充実

障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページや SNS 等を活用して障がいのある人に分かりやすく提供します。

2-(2) 情報・意思疎通支援の充実

① コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保

障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員等の養成や派遣を行います。また、区役所総合案内に手話通訳者等を設置し、公共機関での意思疎通を支援します。

② 手話言語条例の制定

手話を「言語」として認め、広く使える社会を目指し、手話言語条例の制定に取り組みます。条例に基づき手話への理解促進と普及に取り組み、市民が手話にふれあう機会を増やし、手話を使いやすい環境整備に努めます。

③ ヘルプカードの利用促進

内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。

④ 意思疎通支援の充実に向けた検討

スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。